



一定面積以上の土地取引には届出が必要です

ホームページ



土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

届出の対象となる面積：都市計画区域内5千m²以上または都市計画区域外1万m²以上

届出者：土地の権利取得者（買主等）

届出期限：契約締結日から2週間以内 ※提出期限を過ぎた場合でも、必ず届出書の提出が必要です。

提出書類：各4部 ※メールでの提出の場合には電子データ各1部（添付書類含む）

- ①土地売買等届出書
- ②土地売買等契約書の写し
- ③土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ④土地およびその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ⑤土地の形状を明らかにした2千5百分の1以上の図面
- ⑥委任状（代理人が届出する場合）

罰則：届出をしないと法律で罰せられることがあります。

その他：提出様式や制度の詳細は町ホームページをご覧ください。

届出・問合せ 政策推進課 政策推進係 ☎ 21-2117



余市町・会津若松市 親善交流都市締結10周年

余市町と福島県会津若松市は、平成27年10月14日に親善交流都市を締結して以来、文化・観光・教育などさまざまな分野で交流を深めてきました。令和7年は締結から10周年の節目の年にあたり、9月18日（木）から20日（土）にかけて会津若松市内で記念事業が行われました。

齊藤町長、藤野議長をはじめ町関係者4名が出席し、両市町の関係者とともに締結10周年記念証書への調印式や記念品交換、市内視察を通じて親睦を深めました。

会津図書館では両市町の歴史や文化を紹介する企画展示も行われ、両地域の絆を再確認する機会となりました。今後も、余市町と会津若松市は互いの発展と友好の深化を目指し、さらなる交流を重ねていきます。



▲ 調印式の様子

問合せ 政策推進課 政策調整係 ☎ 21-2117



蔓木隊員が「川の教室」に講師として参加しました！ (地域おこし協力隊 秋保隊員レポート)

10月4日（土）、中央公民館で余市川流域に住む小学生とその保護者を対象に開催された「川の教室2025～鮭を通じて川を学ぶ～（主催：余市川クリーンアップ実行委員会）」に、漁師の見習いとして活動に励んでいる地域おこし協力隊（水産業支援員）の蔓木勇波隊員が講師として参加し、サケを通じて余市川の魅力を伝えました。

当日は余市町と仁木町から親子11組31名が参加。授業は学習と実習の2部構成で行われ、前半の学習パートでは蔓木隊員がスライドを使ってサケの生態やサケが暮らす川の環境などについて、分かりやすく解説しました。お話の最後には「ゴミは分別してゴミ箱に捨てよう」、「物を大切に使おう」「ごはんは残さず食べよう」など、サケが生きる余市川の自然環境の豊かさを守るために、一人一人ができることも紹介していました。



▲ サケの生態について解説



▲ いくらの醤油漬け作り

問合せ 政策推進課 政策調整係 ☎ 21-2117